

- デジタル社会形成整備法第51条及び附則第54条による個人情報保護法及び番号法の改正に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を改正する。
- 個人情報保護法においては、令和4年度からの行政機関、独立行政法人等に加え、令和5年度から地方公共団体も適用対象となるが、現行番号法においては既に地方公共団体も適用対象であり、番号法改正後も変更はない。

改正事項	ガイドライン改正概要
<p>デジタル社会形成整備法 附則第54条による番号法 第32条の削除</p>	<p>● 地方公共団体において、番号法第32条の規定に基づき、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある旨の規定の削除 （行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>※削除される番号法第32条の規定 （地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）第32条 地方公共団体は、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>（別添1）特定個人情報 に関する安全管理措置の 改正</p>	<p>● 行政機関と地方公共団体で規定を統一 （行政機関等・地方公共団体等編）</p>

※その他新設条文等による規定の追加、条文番号の改正等の形式的な改正を実施

※本改正によるガイドラインの施行日は、令和5年4月1日を予定